

承認用図面及び承認用見本の作成並びに提出要領

1 適用

この要領は、装備品等の契約に基づき、相手方が分任支出負担行為担当官航空自衛隊第2補給処調達部長（以下「分支担当官」という。）の承認を受けるため提出する、承認用図面又は承認用見本の作成及び提出について必要な事項を定めたものです。

この要領の規定が仕様書の要求事項と異なるときは、仕様書の定めるところによるものとします。

2 引用する規格

この要領には、次の規格を引用しています。

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

J I S Z 8 3 1 0 製図総則

3 承認用図面及び承認用見本作成の基準

3.1 定義及び区分

3.1.1 定義

承認用図面又は承認用見本（以下「承認用図面等」という。）とは、相手方が仕様書に基づいて作成した装備品等の製作に必要な図面（文書、写真等を含む。以下同じ。）又は見本（模型を含む。）であって、分支担当官の承認を受けるため提出したものをいいます。

承認図面又は承認見本（以下「承認図面等」という。）とは、所定の手続きを経て分支担当官の承認を受けた承認用図面又は承認用見本をいいます。

3.1.2 区分

承認用図面等及び承認図面等について特に仕様書で代替品の使用について規定されているものは、これらの名称に「代替品」を冠し、また既に承認済のものの変更に関するものは「変更」を冠して一般のものと区分します。

3.2 承認用図面等の体裁

承認用図面の構成は、表紙、承認願書、目次及び図面とし、承認用見本には承認願書のみを添付します。

なお、文字は左横書きとします。

3.2.1 表紙

承認用図面の表紙の用紙規格は J I S P 0 1 3 8 A 列 4 番とし、背表紙を有する左とじファイル（ファイルの種類は任意とする。）を用います。表紙には、表題として「承認用図面」と記載し、以下次の事項をその記載順に表記します。

- (1) 品名（契約品名とし、その部品名は記載しない。）
- (2) 提出番号（No. 1 より追番号とする。）
- (3) 統制番号又は調達要求番号
- (4) 契約相手方名及び連絡先電話番号

代替品又は変更の承認用図面を提出する場合の上記の表題は、「代替品承認用図面」又は「変更承認用図面」と朱書します。

3.2.2 承認願書

承認願書（別紙様式第 1）の用紙規格は J I S P 0 1 3 8 A 列 4 番とし、承認用図面のとじ込みの冒頭に添付します。

なお、承認用見本並びに代替品又は変更の承認願書の作成要領は、承認用図面に準じます。

3.2.3 目次

承認用図面には、承認願書と同じ用紙規格の目次（別紙様式第 3）を添付し、とじ込み図面の全部について次の事項を表示します。

- (1) 葉番号
- (2) 図面の表題
- (3) 図面番号又は符号（製作者のもの。）
- (4) その他の記事（備考）

3.2.4 図面（文書を含まず、以下 3.3.1 まで同じ。）

図面の用紙規格は J I S P 0 1 3 8 A 列とします。

3.2.5 提出番号

同一品の承認用図面は一冊にまとめて提出することを原則としますが、やむを得ず数冊に分割して提出する場合でも審査、検討上相互に

関連のあるものは、同時に提出しなければなりません。分割して提出する場合には、照合を容易に行うために承認用図面の所定の個所に提出順にNo. 1、No. 2等の追番号による提出番号を記載して下さい。

なお、代替品承認用図面又は変更承認用図面を提出する場合の提出番号は、上記と一連の番号を用いたものとします。

3.3 図面の内容

図面の製作要領はJIS Z 8310によるものとし、寸法、許容差、材質、数量、質量、仕上程度、加工方法、電氣的性能又は機械的性能について明示する必要がある場合には、これらを図面中に記入します。

なお、図面右下欄外の余白部分に、目次と照合できるよう「葉番号〇〇」と記載します。

3.3.1 種類

承認用図面に用いる図面は、その物品の計画又は製作を行う基礎となる図面で、次の種類のうち仕様書の要求に該当するものを作成するものとします。

- (1) 組立図（全部の組立を示す図）
- (2) 部品組立図（一部の組立を示す図）
- (3) 部品図（部品の詳細を示す図）
- (4) 詳細図（局部を詳細に示す図）
- (5) 工程図（製造工程を示す系統図）
- (6) 結線図（電気回路の接続を示す図）
- (7) 電線図（電線の配置を示す図）
- (8) 配管図（管の配置を示す図）
- (9) 系統図（配管などの系統を示す図）

3.3.2 組立図の部品欄

組立図には部品欄を設け、次の事項のうち必要なものを表記するものとします。

- (1) 組立部品の図面番号又は符号
- (2) 部品名
- (3) 仕様書の指定する物品番号
- (4) 材質、仕上程度、加工方法、電氣的又は機械的性能

- (5) 1組の個数
- (6) 1個の質量
- (7) 1組の質量

ただし、3.3.3の部品表を提出し、これと重複する場合には記載を略し、また、組立図に記載することが困難な場合には、部品欄を別表として提出しても構いません。

3.3.3 部品表及び部品図

3.3.3.1 部品表

部品表は、3.3.2に準じて作成します。

3.3.3.2 部品図

部品がJIS、防衛省規格（NDS）、防衛省仕様書（DSP）等で使用又は引用されている規格による規格品であって品質特性が確定している場合には、その部品図の提出を要しないが、上記の規格品ではないもの、又は規格品であっても品質特性に不確定なもののある場合には、部品図を提出して承認を受けなければなりません。

3.3.4 付属品等の図面の提出

仕様書に単に承認用図面の提出を求めている場合で、その物品に付属品、銘板又は収納箱を含むときは、本体の作成要領に準じてこれらの承認用図面を提出し、承認を受けなければなりません。

4 承認用図面等の提出

4.1 提出先及び提出部数

相手方は、第3項により作成した承認用図面を分支担当に3部（正1部、写し2部、仕様書において別に定めるときは、当該部数。）提出します。承認用見本については仕様書に定める個数を分支担当に提出しますが、仕様書に提出個数を規定していないときは、分支担当と協議の上決定された個数とします。

4.2 提出の省略

相手方は、4.2.1に示す場合には、個別仕様書で特に要求されない限り承認用図面等の提出は不要です。また、4.2.2に示す場合には承認用図面等の一部又は全部の提出を省略することができます。

4.2.1 承認用図面等として提出を要しないもの

- (1) 仕様書の付図と同一の承認用図面等を用いようとする場合
- (2) 外国との技術提携により製造するもので、当該仕様書にその旨規定されている場合（官有技術資料を含む。）
- (3) AN、MS等の標準部品
- (4) カタログ等により購入する部品
- (5) 輸入部品
- (6) 梱包に関するもの（ただし、仕様書に規定されているPIFカード等の提出は別に定めるところによる。）
- (7) 既承認図面等の一部を仕様変更及び技術変更提案等により変更する場合の変更を要しない図面等

4.2.2 承認用図面等の提出を省略できるもの

- (1) 要求元の補給処等の部課及び相手方が同一であり、かつ、同一品目の契約における既承認の承認図面等と同一の承認用図面等を用いようとする場合
- (2) 第2種技術変更提案に関しては、当該提案の採用に伴い、当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合であっても、変更承認手続を省略できる。

注1：(1)による承認用図面等の提出を全部省略する場合には、監督官等の確認を得るものとします。

2：(2)により技術変更提案に基づく承認図面の変更部分の提出を省略できるのは当該契約限りです。このため次回契約時には提出し、承認を受けなければなりません。

4.3 代替品の承認

相手方は、物品の品質特性等を仕様書の要求と同等以上に保持又は改善可能な場合は代替の部品、材料若しくは寸法等を使用することができる旨仕様書に規定されており、かつ、代替品を用いようとするときは、代替品承認用図面又は代替品承認用見本を提出して承認を受けなければなりません。

4.4 承認用図面等の差替え、追加若しくは訂正

相手方は、分支担当官の指示に基づき、又はその許可を得て提出中の承認用図面等を差替え、追加若しくは訂正することができます。

4.5 承認図面等の変更

承認図面等の変更の必要を生じた場合は、第3項に準じ変更部分について承認用図面等を作成し、分支担当官に提出して承認を受けなければなりません。承認図面等を変更する場合の承認願書は別紙様式第2によるものとし、承認履歴表（別紙様式第2-1）を添付する必要があります。この場合、目次（省略分も記載）及び図面に変更しようとする個所を明示するとともに、変更個所について変更理由書（仕様書等に様式を定めていない場合は、別紙様式第4を参考にする。）を添付しなければなりません。

5 注意事項

5.1 受検について

仕様書等で承認用図面等の提出を要求された物品の監督、検査を受ける場合には、当該承認図面等を提示しなければなりません。

5.2 仕様書の不確定事項について

仕様書に参考図を用いている場合、又は「…を標準とする。」、「…を基準とする。」、「約…とする。」等と記載されている場合には、承認用図面等を提出して承認を受けることによって、これらの不確定事項が確定します。したがって、仕様書にこれらの表現が用いてあり、かつ、承認用図面等により承認を要する旨の記載がない場合でも、将来において疑義又は紛争の発生を避けるため、極力承認用図面等を提出して承認を受けた後作業に着手して下さい。

5.3 仕様書の確定事項について

仕様書に「…のとおりとする。」、「…による。」又は「…とする。」等の確定的な表現を用いている場合には、別に代替品（4.3参照）の使用を認める旨規定されているもののほか、仕様書の要求事項に合致しない事項については承認を得ることができません。誤って仕様書の確定事項についてこれを変更して承認を受けた場合には、これを無効とします。

5.4 引用する規格

承認用図面に引用する規格は、特に指示のあった場合のほか、契約締結の当日有効のものでなければなりません。

また、J I S の制定されているものについては、廃止となった J I S 等の引用は認められません。

5.5 略字又は符号の引用

承認用図面に品質特性を表示する場合に用いる略字又は符号は、契約書、仕様書、J I S、N D S 又は D S P 等で使用又は引用されているもののほかは用いないことを原則とします。

やむを得ず、社内規格等で定めたものを使用する場合には、そのものの説明をしなければなりません。

5.6 その他

この要領により難しいときは、分支担当官に申請した上その承認を得て変更することができます。